

令和七年第十九回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年十一月十一日

所 世田谷区教育委員会会議室

## 午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第十九回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、本日の議事についてですが、報告事項(5)学校徴収金事務の負担軽減に向けた新たな集金サービスの全校実施についてですが、事務処理上の都合により報告を取り下げたいとの申出がありました。これを認めることといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、本日は、議案四件と事務局からの報告が六件でございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第六十七号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和七年度一般会計補正予算案（第四次）（教育委員会事務局所管分）

○知久教育長 議案第六十七号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第六十七号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和七年度一般会計補正予算案（第四次）（教育委員会事務局所管分）について御説明を申し上げます。

本案は、令和七年第四回世田谷区議会定例会に提出予定である令和七年度一般会計補正予算案（第四次）（教育委員会事務局所管分）について、地方教育行

政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求  
められましたので、御提案するものでございます。

歳入につきましては教育委員会事務局の該当はございませんので、歳出につ  
いて御説明をいたします。

資料右上、一三ページを御覧ください。表の下段、08教育費が該当し、補  
正予算額は四千百二十万円の増額となります。内訳といたしましては、緑丘中  
学校における受変電設備改修工事について、令和八年度に予定していた工事を  
今年度より先行実施する必要が生じたため、今年度分の増額として二千四百万  
円、また、桜丘幼稚園における改修工事について、仕様の変更及びそれに伴う  
工事監理の追加委託を行うための増額として千七百二十万円となります。

次に、資料右上、一四ページ、債務負担行為補正です。教育委員会事務局分  
といたしましては、桜丘幼稚園改修事業、また、緑丘中学校受変電設備改修事  
業が該当いたしますが、内容や金額につきましては、ただいま御説明を差し上  
げたとおりでございます。

以上が一般会計補正予算案（第四次）教育委員会事務局所管分の概要でござ  
います。

御説明は以上ですが、資料一六ページ以降に世田谷区補正予算説明書をおつ  
けしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、  
どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第六十七号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第六十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例）

○知久教育長 議案第六十八号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第六十八号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例）について御説明いたします。

本件は、令和七年第四回区議会定例会に提案予定でございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求めてされましたので、御審議いただくものでございます。

三ページを御覧ください。本件は、学校給食費の無償化に伴いまして、特別会計として当該学校給食費に係る收支を管理する必要がなくなつたことから、世田谷区学校給食費会計条例を廃止するものでございます。

五ページ以降が新旧対照表となつてございます。

六ページの附則を御覧ください。世田谷区学校給食費会計を廃止するに当たり、附則において、廃止する会計に係る令和七年度の歳入歳出決算及び廃止する会計に属する債権債務、また、歳計剩余金の一般会計への引継ぎにつきまして経過措置を定めております。

本件は、令和八年四月一日から施行を予定してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第六十八号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第六十九号 区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第六十九号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 私より、議案第六十九号、区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

本件につきましては、令和七年第四回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでござります。

本件は、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等に係る措置について定めるとともに、規定の整備を行うものでござります。

改正内容いたしまして、六ページの新旧対照表を御覧ください。六ページの第十七条における「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改めるものと

なります。

次に、七ページを御覧ください。妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等につきまして、新たに条文、十八条の六を加えます。第十八条の六、第一項におきまして、本人またはその配偶者が妊娠し、出産したこと等を職員が申し出た場合、同条同項第一号、出産時の両立支援制度等を知らせる措置、同条同項第二号、出生時両立支援制度等の請求等に係る職員の意向を確認するための措置、同条同項第三号、申出に係る子の心身の状況または育児に関する職員の家庭状況に起因し、当該子の出生後に発生し、または発生することが予想される仕事と家庭の両立の支障となる事情の改善に資する規則に定める制度等の利用に係る申出職員の意向確認のための措置を行うものとなります。

また、三歳に満たない子を養育する職員につきましては、同条第二項第一号、育児期の両立支援制度等を知らせるための措置、同条同項第二号、育児期の両立支援制度等の請求等に係る職員の意向確認のための措置、同条同項第三号、子の心身の状況または職員の家庭状況に起因し、発生する、または発生する可能性のある仕事と家庭の両立の支障となる事情の改善に資する規則に定める制度等の利用に係る申出職員の意向確認のための措置を行うものとなります。

そして、第三項におきまして、同条第一項第三号または同条第二項第三号の措置により意向確認をした事項につきましては、当該意向に配慮しなければならないものとします。

本条例の施行日は、令和八年一月一日からでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしようか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第六十九号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第七十号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第七十号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 私より、議案第七十号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）につきまして御説明いたします。

本件につきましては、令和七年第四回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づいて、区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

今回の条例改正についてですが、区立瀬田小学校の新校舎完成に伴い、現在、隣の瀬田中学校内にある世田谷区学童クラブ条例別表の瀬田小新B.O.P学童クラブの活動場所を瀬田小学校内に変更するため、世田谷区学童クラブ条例一部を改正するものでございます。

主な改正内容についてですが、右上、一四ページを御覧ください。こちらは

条例新旧対照表の別表（第三条関係）の、名称、活動場所一覧における上から

九段目の名称、瀬田小新BOP学童クラブについて、活動場所を東京都世田谷区瀬田二丁目十五番一号に改めるものでございます。

この条例の施行日は、令和八年三月九日からでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第七十号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1) 世田谷区立緑丘中学校の給食の自校調理化について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長　世田谷区立緑丘中学校の給食の自校調理化について

御説明いたします。

まず、1、主旨でございます。教育委員会では、自校調理方式の全校導入を目指して取組みを進めてきているところでございますが、共同調理場方式を採用している緑丘中学校について給食室を新設し、自校調理方式による学校給食の提供を開始いたします。

次に、2、対象校は緑丘中学校で、現在、太子堂調理場で給食調理し、学校に配達しております。

次に、3、開始予定期は記載のとおり、令和九年四月からとなります。

次に、4、受変電設備の改修についてです。給食室の新設工事に伴い、老朽

化及び電力使用量の増加に対応するため、受変電設備の改修工事が必要となります。昨今の建築需要の拡大により、当該改修工事に必要な資材の確保が難しく、納期の長期化が見込まれることから、令和七年度一般会計補正予算（第四次）に当該改修工事の経費を計上し、事業者が早めに資材確保の見込みを立てられるよう、令和七年度中に当該改修工事に係る入札及び契約を先行して実施することいたします。

最後に、5、今後のスケジュール（予定）は記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(2) 図書館ブックボックスの拡充について、本件に関して、野上中央図書館長より説明をお願いします。

○野上中央図書館長　それでは、図書館ブックボックスの拡充について御報告させていただきます。

1の主旨でございます。区立図書館では、予約資料を無人で受け取ることができる図書館ブックボックスを令和六年度から下北沢駅に設置しております。その状況を踏まえまして、さらなる利便性の向上を図つていくため、区内の駅などへの追加設置を予定しております、令和七年度における設置状況等について御報告させていただきます。

次に、2、図書館ブックボックス下北沢の利用状況になります。こちらは令和六年度の実績となります。半数近くの方が午後六時以降に利用しております。また、五十代以下の利用が八割以上を占めておりまして、利用数について

は記載のとおりでござります。

続いて、3、令和七年度の設置予定でございます。まず、鳥山区民センターの一階エントランス外側に設置したブックボックスについて、今週末の十一月十五日土曜日から運用開始いたします。また、今年度はその他二か所での設置を予定しております、経堂図書館、小田急線梅ヶ丘駅、それぞれにおいて記載のとおり設置に向けた調整を行つてあるところでございます。

次に、4、今後のサービス拡充に向けてでございます。(1)返却ボストの設置拡充につきましては、返却する資料を受け取るためのポストを利便性の高い区内公共施設などへ拡充することで検討しております、令和七年度においては、玉川総合支所、砧総合支所の二か所に設置予定でございます。

次に、(2)新たな配達の仕組みにつきましては、図書館ブックボックスへの本の配達などにつきましては、現在は近隣の図書館で行つておりますが、今後さらなる設置数の増や図書館近接地以外への設置を進めていくため、新たな配達の仕組みを来年度に試行できるよう、現在、検討しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)今後の区立小・中学生国際理解教育のあり方について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 今後の区立小・中学生国際理解教育のあり方について御報告いたします。

まず、1の主旨としましては、五月及び八月の御報告を経て、今後の区立小・中学生の国際理解教育のあり方を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2、今後の国際理解教育の事業実施方針でございます。表にお示ししたとおり、次代を担う子どもたちが地球の一員として行動するために必要な資質、能力は、④の英語力はもちろんですが、①の創造的・論理的思考力、②の多文化共生の精神・協働する力、③の地球の一員としての自覚・自己の確立であり、これまで①の育成に偏りがちだった部分がありますので、②、③についても実践的な力を高め、その基礎として、④を体系的に高めていきたいと考えております。そのために英語教育の推進と体験活動の推進を連動させ、小学校から中学校までの九年間を見通した系統的な取組みを設定いたします。

二ページを御覧ください。3、今後の国際理解教育における体験活動（応募型事業）推進方針です。(1)海外体験活動の充実です。小学生の派遣を今年度で終了し、中学生の枠を拡充いたします。①の派遣先ですが、a)オーストリアのバンバリー市、b)オーストリア・ウイーン市のドウブリング区、c)カナダのウイニペグ市、そして、d)アメリカのポートランド市を加えました。先日、区長、教育長がポートランド市を訪問し、現地の状況を直接見て、安全であることを確認してまいりました。

参加人数は二十名、十一日間のうち六日間のホームステイを予定しております。

e)台湾につきましては、令和九年度からの実施に向け、検討してまいります。

②派遣対象となる中学一年生において、各クラス一名が行ける人数を目指し、拡大してまいります。

三ページを御覧ください。③事前学習の充実、④教育交流の共有の機会の充

実、⑤教育交流の機会の活用については、記載のとおりでございます。

次に、(2)国内体験活動の充実です。いざれも小学校五年生を対象とし、a)

国内ホームステイ、b)テンプル大学国内留学、c)国内英語謎解きまち歩き、

d)オンライン国際交流を実施する予定でございます。c)国内英語謎解きまち

歩きは、世田谷区に在住する外国人に参加を呼びかけ、外国人と子どもたちでチームを組んでミッショングリリアしていく探究型フィールドワークを世田谷区内で実施するというものです。身近な外国人との実践的なコミュニケーションを通じて多文化共生、異文化理解を深めてまいります。また、この活動を通じて、世田谷区に在住する外国人には、少しでも子どもと関わることによりコミュニケーションの中に入つていただければと考えております。

四ページを御覧ください。(3)体験活動の内容、人数拡充のための歳入確保策の実施について、①自己負担金の導入、②基金の活用及び寄附募集の強化、③補助事業の活用、それから、④負担軽減、⑤事務事業の見直しについては、記載のとおりでございます。

続いて、4、今後の国際理解教育における英語教育（校内実施全員参加型）推進方針です。五ページを御覧ください。a) ALTの派遣です。授業中においては、言語活動における子どもたちに対する指導、補助として、教員と会話のやり取りのモデルを見せたり、活動や発音についての助言を行つたりし、子どもたちは見たモデルをまねして、子どもたち同士で会話を試してみる、またはALTと子どもたちでやり取りをするという活動を行つております。

これを踏まえ、c)オンライン英会話です。子どもたちがALTのモデリングを見てまねた英語、発音した英語が相手に通じるのか、オンラインで実際に外国人と英語で会話をする体験を通じて、自分の英語が本当に通じたという成功体験を得ることを目的としております。単語が分かれば相手に伝えることができるということを実感することで、外国人と会話をすることへの不安感や抵

抗感を軽減し、学習意欲の向上につなげたいと考えております。

次に、d) A-I 英会話です。中学校全学年に A-I 英会話を導入し、小学校で高めた意欲を生かして繰り返し取り組むことで、英語を話すことに慣れることを目指します。こちらは文法や会話のテーマを選ぶと、それに応じた内容の会話が始まるというもので、会話の中で使用した単語の数が表示されるようになつていて、例え三十語しか使えていなかつたのが会話を重ねていく中で今は五十語使いたい、七十語使いたいというように目標を設定しやすく、意欲の高まりにもつながると考えております。これにより、子どもたち全員がそれぞれ自分に合つた取組みを行い、その音声や文字起こしされたデータを教員が見ることができるので、生徒一人一人の会話の状況を確認することができます。

あわせて、オンライン国際交流を取り入れ、中学校一、二年生全員が年に二回体験できるようになります。こちらは、ほかの国と同じ年代の子どもたちとタブレットを通して会話をを行うというものでございます。中学校二年生は、拡充した海外派遣のチャンスがありますので、このオンライン国際交流の経験を通して具体的に現地でこういうことを自分はやりたい、もっとこういうものを見たいといった個人の探究、それから自分の課題認識、また、今後の社会での自分の生き方ということを考えることにつなげてまいります。

六ページを御覧ください。これまで説明したものがこちらの表になります。

5、今後のスケジュールにつきましては、これまでどおり、十二月に令和八年度の海外派遣生徒の募集を行い、令和八年四月より順次各種事業を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4) 争訟事件の発生について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 争訟事件の発生について御報告いたします。

1、争訟事件の概要でございます。(1)事件名は、損害賠償請求事件、(2)訴

状の到達日は令和七年九月二十九日、提訴日は令和七年九月十二日。

(3)当事者について、原告は別紙のとおり、被告は世田谷区並びに事件当時の原告の同級生Aの親権者二名でございます。

(4)請求の趣旨としましては、①被告世田谷区は、原告に対し百六十五万円及びこれに対する令和四年五月三十日から支払い済みまで年三分の割合による金員を支払うこと。②訴訟費用は、被告の負担とすること。③判決及び仮執行宣言でございます。

(5)原告の主張としましては、本件学校は、いじめ防止に向けた指導を徹底し、原告が安心安全に学校生活を過ごせるよう配慮すべき法的義務を負つていたが、原告は、令和六年五月三十一日、本件いじめを原因として本件学校から転出した。本件学校は、世田谷区教育委員会による指揮監督を受けて、それぞれ職務を行つてゐるため、被告世田谷区は、精神的疾患の発症や教育を受ける権利の侵害など原告が被つた損害について、かかる義務違反を理由として国家賠償責任を負わなければならぬとするものでございます。

2、今後の対応としましては、特別区人事・厚生事務組合法務部と協議し、対応してまいります。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

#### 「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(6) 今後の帰国・外国人児童・生徒に対する支援の拡充について、本件に関して、近藤学務課長より説明をお願いします。

○近藤学務課長　それでは、今後の帰国・外国人児童・生徒に対する支援の拡充について、資料に沿つて説明させていただきます。

最初に、主旨です。区内の外国人人口の増加、また、令和六年の入管法改正により、今後さらに外国籍の児童・生徒は増加するものと見込んでおります。

現在、梅丘中学校に設置している帰国・外国人教育相談室では、日本語指導や教科補習などの支援を行つておりますが、児童・生徒数の増加により教室数や人員が不足し、きめ細やかな支援が困難になりつつあります。また、日本語の習得や日本文化の理解のための取組みが不十分なことにより、学校生活になじめず、孤立するケースも見受けられ、支援の拡充が必要となつております。こうしたことから、帰国・外国人児童・生徒に対する支援の拡充に関して、今後の方向性について報告をさせていただきます。

2のこれまでの支援の経緯についてです。区では、過去、記載の五校において日本語適応学級を設置しておりましたが、利用者数の減少により平成十五年度にそれまでの施策を転換し、新たに梅丘中学校にセンター機能を持つ帰国・外国人教育相談室を設置した経緯がございます。

続いて、3の相談室における現在の主な支援内容についてです。帰国・外国人児童・生徒の入学がありますと、まず相談員が各学校に赴き、訪問面接を実施して指導方針を決定します。初期指導では、児童・生徒の在籍校に講師を派

遣し、日本語の個別指導を行います。その後、必要に応じて訪問指導や通級指導を行つた後、相談室のある梅丘中学校で補習教室を実施いたします。このたびの支援拡充の中心は、この補習教室となるのですが、補習教室では学習言語の習得を目的に少人数グループで日本語指導と教科補習を実施しております。

次に、4の帰国・外国人児童・生徒に対する支援における課題です。一つ目は、補習教室における課題です。現在、最大二十四グループで指導を行つておりますが、日によつては教室が足りず、特別教室までお借りしている状況がございます。また、居住地域によつては通学が困難で、補習教室を断念する児童・生徒もあり、通学の利便性についても課題となつております。さらに、家庭の事情で補習教室に通えない児童・生徒もあり、支援が十分に行き届いていないケースもございます。

二つ目は、入学前の学校案内の必要性です。保護者や児童・生徒が学校のルールを理解できず、トラブルになるケースも見受けられます。

三つ目は、孤独や不安を感じている児童・生徒への対応です。文化や言語の違いからいじめやトラブルにつながる場合もございます。

これらの課題に対応するために、5の今後の方針性でございます。一つ目は、支援の中心となつてゐる補習教室の拡充を図ります。まず初めに、教室数の不足を解消するため、令和八年度に教育総合センターで補習教室を実施します。その後、通学事情で通えないことがないよう、順次、記載の表にございますとおり、各地域に補習教室を拡充し、最大二百七十人まで受入れ可能とします。

これらの支援拡充に対応するため、②にありますとおり、相談室の職員体制を強化するため、教育相談員を増員したいと考えております。

次に、(2)ですが、日本語指導や教科補習はあくまで補習教室が原則ですが、どうしても通学できないという児童・生徒には必要に応じて在籍校に講師

を派遣し、補習指導を実施したいと考えております。

また、(3)ですが、毎年二月に入学前オリエンテーションを実施し、保護者及び児童・生徒に対して、日本の学校生活に関する丁寧な案内を行うこといたします。

さらに、(4)孤独や不安を感じている児童・生徒への対応として、留学生による授業支援の充実に向けて、区内大学との連携拡大を検討するほか、教員向けの研修も実施し、文化的背景や無意識の差別への理解を深めます。

6の概算経費ですが、令和八年度は相談員の人事費や講師に対する報償費などで約五千万円の計上を見込んでおりますが、東京都の補助金約三千三百万円が活用できる見込みとなつております。

最後に、7、今後のスケジュールですが、来年九月より教育総合センターにおいて補習教室を開始し、以降、記載のとおり各地域で補習教室を実施しております。

説明は以上となります。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしようか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(7) その他の連絡事項等はござりますか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、資料配付が三件ございますので、御覧になつておいてください。

次回の教育委員会は十一月二十五日火曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第十九回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたし  
ます。

午前十時三十分閉会